

令和5年1月16日

保護者各位

小山市 こども課

「新型コロナウイルス感染症」に係る
利用者負担額（保育料又は副食費）の減免補助について

平素より、市教育・保育行政に御理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、「新型コロナウイルス感染症」により保育の提供を受けられなかった日がある場合には、その日数に応じ利用者負担額（保育料又は副食費）を日割りにより減免補助することとしています。

この減免補助制度については、令和2年の感染拡大初期段階において、地域における感染拡大を防ぐため、**国からの要請等を踏まえ設けた制度**となります。

一方、現在の「新型コロナウイルス感染症」対策においては、国は新たな行動制限を行わず、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方としており、保育所等についても原則開所することとしております。

こうしたことから、「新型コロナウイルス感染症」に係る利用者負担額の減免補助制度について、**国は現在の取り扱いを令和4年度末まで継続した上で、令和5年4月以降廃止することとしております**ので、ご理解賜りますようお願いいたします。